

議案第50号

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（包括的支援事業の基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第</p>	<p>（包括的支援事業の基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第</p>

1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（大田原市地域包括支援センター運営協議会（大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定により設置された大田原市地域包括支援センター運営協議会をいう。次項において同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、大田原市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数

____は、原則として次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

(新設)

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。